

○地域交通法に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。

○地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

◆まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

- ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
- ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携

◆地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

- ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
- ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上

◆地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
- ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上

◆住民の協力を含む関係者の連携

- ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の知己の関係者と協議
- ⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



◆利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



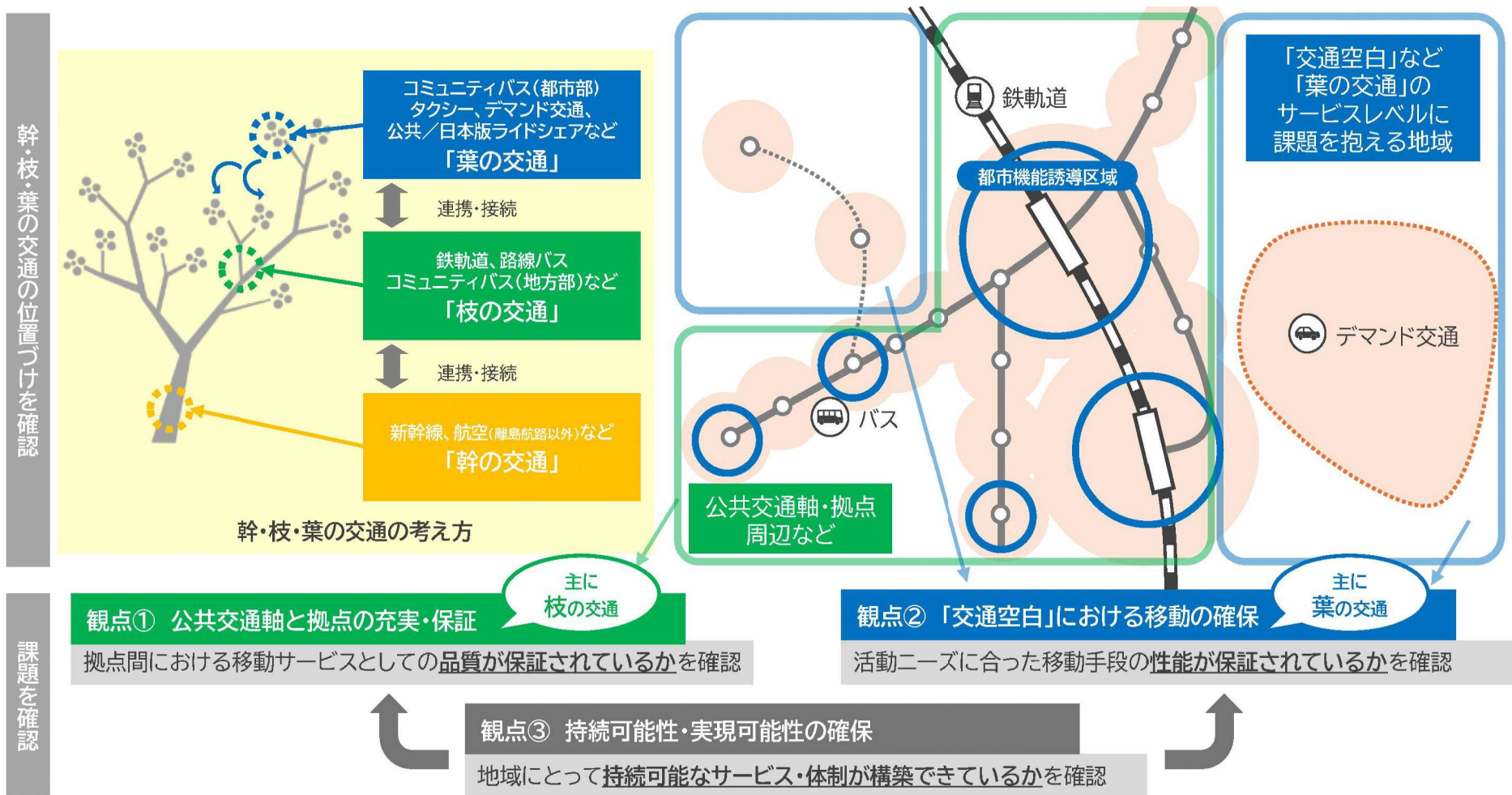
乗用タクシー



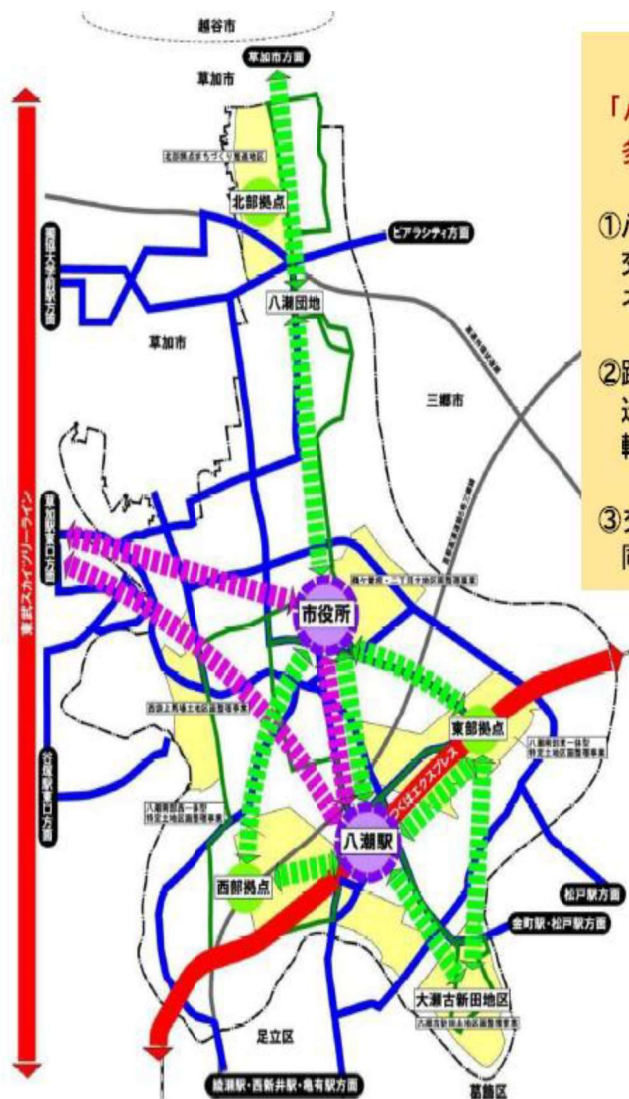
自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど



地域交通ネットワークのイメージ図



【公共交通再編の基本的な考え方】
**「八潮駅～八潮市役所～草加駅を基軸とした
 多方面に行きやすいネットワーク」の構築**

- ①八潮駅と八潮市役所、草加駅を基軸に、他公共交通と連携し、効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築
- ②路線バスと八潮市コミュニティバス、民間企業送迎バス等とが有効活用できる組合せ及び輸送効率の向上の実現
- ③交通結節点の機能強化による公共交通機関同士の相互連携の実現

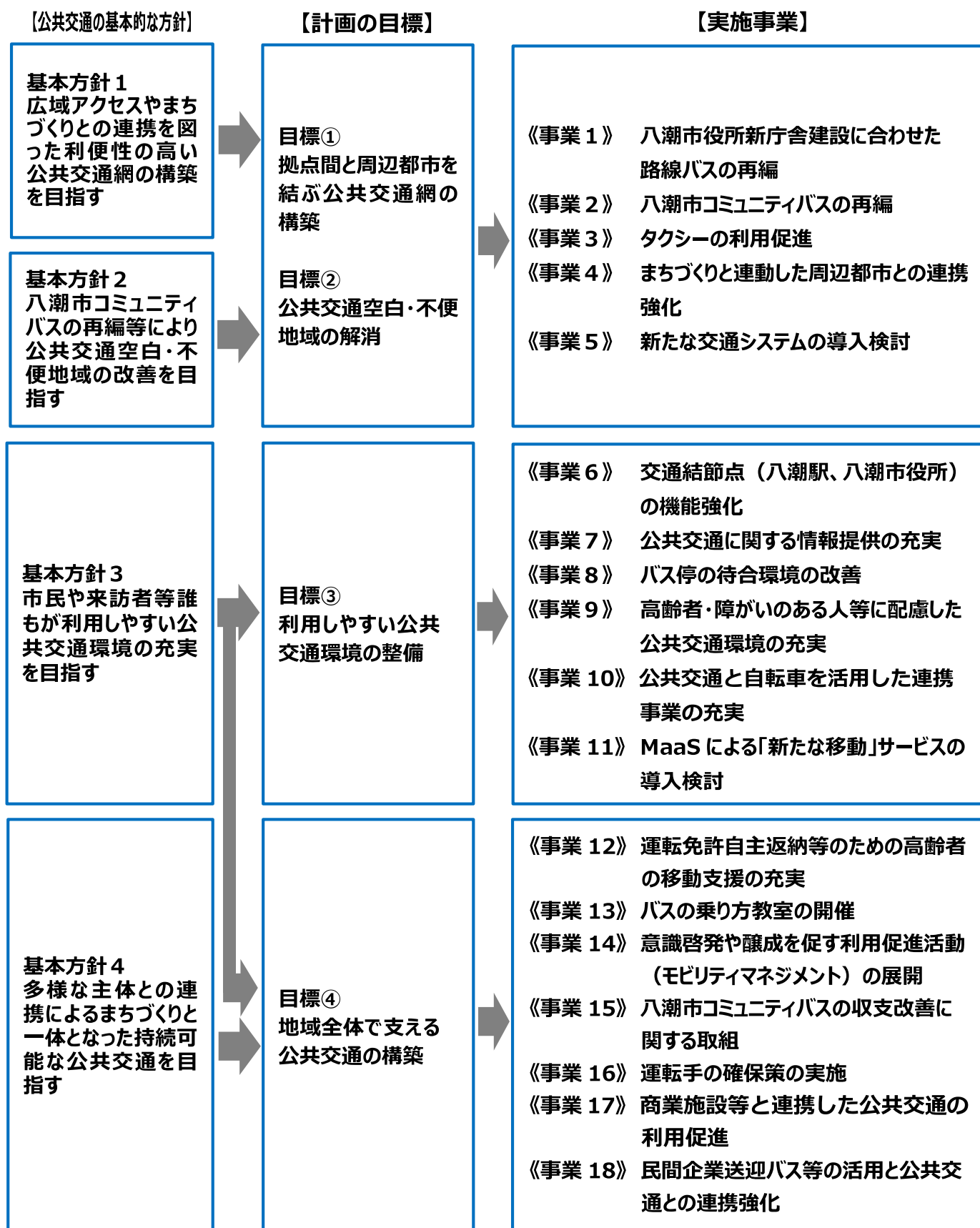
分類		交通機関	位置付け・役割	移動距離※	
				都市間	市内
幹線	広域公共交通	鉄道、高速バス	・都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通	◎	×
	基幹公共交通	路線バス	・八潮駅と八潮市役所、草加駅を連絡し、骨格的な移動を担う交通	○	○
	地域間公共交通	路線バス	・草加市、周辺都市の各地や、八潮駅と市内各地を結ぶ移動を担う交通	○	○
支線	地域内公共交通	八潮市コミュニティバス (新たな交通モードの導入検討含む)	・主に地域内の移動と交通不便地域の解消を担う交通	×	◎
補完公共交通		タクシー	・ドア・ツー・ドア*の少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟に対応可能な交通	△	○
その他		民間企業送迎バス	・病院など特定の利用者等の移動を担う交通	×	△

※移動距離（利用者の移動）…◎：多い、○：やや多い、△：少ない、×：無い

公共交通の骨格イメージ

【公共交通の基本理念】

まちのコミュニティをつなぐ利用しやすい公共交通網の構築



R7 追加

《事業19》重大事案発生時の相互協力体制確保